

かながわ国際政策推進懇話会会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ国際政策推進懇話会設置要綱により設置されたかながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 会議において神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号 以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する事項について審議を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営が阻害されると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定により会議を公開しないこととする場合には、懇話会の会長（以下「会長」という。）が懇話会に諮って決定するものとする。
- 3 会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の周知)

第3条 懇話会の事務局（神奈川県文化スポーツ観光局国際課 以下「事務局」という。）は、会議を開催する日の1週間前までに、「審議会等の会議開催予定」（様式1）を県のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。
- 3 傍聴人には、会議資料を提供するよう努めるものとし、提供できない場合は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

(傍聴人の決定等)

第5条 一般席の定員は10人程度とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴希望者数が前項の定員を超えたときは、会議開催の10分前に抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴が認められない者)

第6条 次の者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

- 2 傍聴人は、会場において撮影又は録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をすることができる。

2 会長は、前項の指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(会議結果等の公開)

第9条 事務局は、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「会議速報」（様式2）を、また、「会議結果」（様式3）を県のホームページに掲載するものとする。

2 事務局は、会議資料について、その内容が情報公開条例第5条各号に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めるものとする。

3 会議速報、会議結果及び会議資料の情報公開期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度とする。

4 事務局は、「懇話会・協議会等の概要」（様式4）を県のホームページに掲載するものとする。

(専門委員会への準用)

第10条 第2条から第9条までの規定は、懇話会の専門委員会について準用する。この場合において「懇話会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第11条 この要領に定めのない事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。